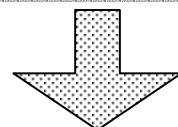


リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム(基本的考え方)

中小・地域金融機関の不良債権問題の解決に向けた中小企業金融の再生と持続可能性(サステナビリティ)の確保

金融再生プログラム(14年10月30日公表)

「中小・地域金融機関()の不良債権処理については、主要行とは異なる特性を有するリレーションシップバンキングのあり方を多面的な尺度から検討した上で、平成14年度内を目途にアクションプログラムを策定する」
()地方銀行、第二地方銀行、信用金庫及び信用組合

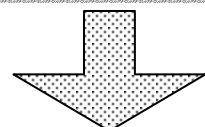


「リレーションシップバンキング」= 長期継続する関係の中から、借り手企業の経営者の資質や事業の将来性等についての情報を得て、融資を実行するビジネスモデル

金融審議会・金融分科会・第二部会報告『リレーションシップバンキングの機能強化に向けて』(15年3月27日公表)

(中小・地域金融機関の不良債権の特性を踏まえた処理の推進)

- 地域の中小企業とのリスクの共同管理やコストの共同負担を通じて、借り手と貸し手双方の健全性を確保し、リレーションシップバンキングの持続可能性(サステナビリティ)を保持していくことが基本
- 不良債権処理は、地域経済に与える影響を念頭に置きつつ、貸し手、借り手双方が十分に納得のいく形で進められる必要
- 適切な償却・引当により金融機関の健全性を確保しつつ、一定期間内に不良債権処理の体制整備を含むリレーションシップバンキングの機能強化に向けた具体策を実施することを基本に据えることが適当。具体的には、平成16年度までの2年間を地域金融に関する「集中改善期間」とした上で、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るための各種の取組みを進めることによって、不良債権問題も解決していくことが適当



アクションプログラム

平成15～16年度の2年間(「集中改善期間」)に、リレーションシップバンキングの機能強化を確実に図る

《 中小企業金融再生に向けた取組み》

1. 創業・新事業支援機能等の強化
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み
4. 新しい中小企業金融への取組みの強化
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化
6. 進捗状況の公表(各金融機関・業界で半期ごとに公表)

《 健全性確保、収益性向上等に向けた取組み》

1. 資産査定、信用リスク管理の厳格化
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上
3. ガバナンスの強化
4. 地域貢献に関する情報開示等
5. 法令等遵守(コンプライアンス)
6. 地域の金融システムの安定性確保
7. 監督、検査体制

各金融機関は本年8月末までに「リレーションシップバンキングの機能強化計画」を提出。半期ごとに実施状況を当局がフォローアップ、取りまとめ公表

主要行と同様のオフバランス化手法を取ることの困難性(上記金融審議会第二部会報告より)

地域の中小企業には、抜本的な企業再生手法の選択肢、担保処分の流動性、人材等の利用可能性が限定的。また、小規模事業者の場合、生活と経営が一体的で処理自体が困難
中小・地域金融機関は経営改善指導や企業再生に関するノウハウが十分でなく、体制も未整備。無理な処理を強いると、本来再生可能な中小企業まで廃業・清算に追い込まれる恐れ
雇用の円滑な流動化や人材活用等の環境整備がなされないままに急速な処理を進めた場合、失業の急増を招くなど、地域経済に重大な影響を与えかねない

リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム(概要)
中小・地域金融機関の不良債権問題の解決に向けた中小企業金融の再生と持続可能性(サステナビリティ)の確保

平成15～16年度の2年間(「集中改善期間」)に、リレーションシップバンキングの機能強化を確実に図る
各金融機関は本年8月末までに「リレーションシップバンキングの機能強化計画」を提出。半期ごとに実施状況を当局がフォローアップ、取りまとめ公表

〈 中小企業金融再生に向けた取組み〉

1. 創業・新事業支援機能等の強化

企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材育成(「目利き研修」の実施)
産学官ネットワークの構築・活用、「産業クラスターサポート金融会議」の立上げ
ベンチャー企業向け業務に関する政府系金融機関等との連携強化

2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

経営情報やビジネスマッチング情報を提供する仕組みの整備
要注意先債権等の健全債権化等への取組みの一層の強化及び実績の公表
中小企業支援スキル向上のための研修プログラムの集中的実施

3. 早期事業再生に向けた積極的取組み

地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成
デット・エクイティ・スワップ、DIPファイナンス等の積極的活用
RCCの「中小企業再生型信託スキーム」等の積極的活用
産業再生機構の活用
中小企業再生支援協議会の機能の積極的な活用
企業再生支援に関する人材育成のための研修プログラムの集中的実施

4. 新しい中小企業金融への取組みの強化

キャッシュフローを重視し、担保・保証(特に第三者保証)に過度に依存しない
新たな中小企業金融に向けた取組みの促進。研究会を設置し、モデル取引事例に関する基本的考え方を作成・公表(デット・エクイティ・スワップ、財務制限条項等)
証券化等に関する積極的な取組み
信用リスクデータベースの整備・充実とその活用(審査の高度化、適正な貸出金利の設定、ポートフォリオの適正化等)

5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化

債務者への重要事項(貸付・保証契約内容等)の説明態勢に関する監督のあり方の明確化
都道府県ごとに「地域金融円滑化会議」を新たに設置

6. 進捗状況の公表

上記施策の進捗状況について、半期ごとに金融機関・業界が公表

〈 健全性確保、収益性向上等に向けた取組み〉

1. 資産査定、信用リスク管理の厳格化

適切な自己査定及び償却・引当の実施
担保評価方法の合理性等に関する厳正な検証
早期警戒制度に大口与信等に係る「信用リスク改善措置」を導入

2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上

収益管理態勢の整備
リスクに見合った金利設定を行っていくための体制整備

3. ガバナンスの強化

株式非公開銀行の開示体制の整備
協同組織金融機関に関するガバナンスの向上
マネジメントの質に関するモニタリング体制の強化

4. 地域貢献に関する情報開示等

地域貢献に関する各金融機関のディスクロージャー
当局による利用者への財務情報提供の充実

5. 法令等遵守(コンプライアンス)

コンプライアンス態勢について監督上の措置を厳正運用

6. 地域の金融システムの安定性確保

システミックリスクに対して、「特別支援」の枠組みの即時適用
協同組織中央機関における資本増強制度の活用等
公的資本増強行の監督等に関する運用ガイドラインの整備

7. 監督、検査体制

多面的な評価に基づく総合的な監督体系の確立(「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の策定)
検査マニュアル別冊(中小企業融資編)の周知徹底及び改訂

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の概要

リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム(15年3月公表)

各金融機関の資産、自己資本、収益力、流動性リスク、市場リスク等従来の早期是正措置及び早期警戒制度が視野に入れていた領域に加え、コーポレートガバナンスや経営の質、地域貢献が収益力・財務の健全性に与える影響等の観点も取り入れた、より多面的な評価に基づく総合的な監督体系を確立し、業務改善命令も含め監督上の対応を的確に行うこととする。このため、平成15年度中を目途に、『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』を策定するとともに、ルールの明確化を図る。

監督指針策定の趣旨

中小・地域金融機関の業務の特性

特定の地域や業種に密着した営業展開
 主要な融資対象は中小企業又は個人
リレーションシップバンキング(間柄重視の地域密着型金融)を展開

地域密着型金融の機能強化の必要性

地域の金融ニーズへの一層適切な対応
 持続可能性(サステナビリティ)の確保

金融機関自らの
 取組み

経営に対する外部からの規律付け

機能強化計画の実施

情報開示の充実

多面的な評価に
 基づく総合的な
 監督体系の確立

監督指針の概要

多面的な評価による総合的な監督体系の確立

新たに経営管理や地域貢献等に関する観点を取り入れ、経営管理、財務の健全性等、業務の適切性、地域貢献、中小企業金融の再生の促進等の多面的な評価に基づき、中小・地域金融機関の特性を踏まえた総合的な監督体系を確立

1. 有効な経営管理の確立

金融機関の自主的な努力を尊重しつつ、金融機関の経営管理において役職員がそれぞれの機能を有効に発揮しているかを検証するための監督上の着眼点を整理するとともに、総合的なヒアリング等の監督手法・対応を整備

2. 地域貢献

「地域貢献」を監督上の評価項目として新たに設け、地域貢献に関する基本的な経営姿勢、地域貢献に関する情報開示、地域貢献が収益力や財務の健全性に与える影響に関し、監督上の着眼点等を整備

3. 中小企業金融の再生

「中小企業金融の再生の促進」を監督上の評価項目として新たに設け、創業・新事業支援機能等の強化、経営相談・支援機能の強化、早期事業再生に向けた取組み、担保・保証に過度に依存しない融資等に関する取組み状況をフォローアップ

4. 顧客保護に関する態勢の確立

「顧客保護」を監督上の評価項目として新たに設け、顧客への説明態勢、顧客情報管理、預金口座の不正利用防止等について、監督上の着眼点等を整備

5. 検査部局との連携確保

新たに「検査・監督連携会議」を設置し、検査部局との適切な連携を確保

6. 協同組織金融機関の特性を踏まえた監督

協同組織金融機関の業務運営について自主的な努力を尊重しつつ、総代会の機能向上に向けた取組状況、中央機関に対するヒアリングなど、協同組織金融機関の特性を踏まえた監督上の着眼点等を整備

7. その他

新たに、事務リスク、システムリスク、危機管理体制、銀行持株会社等に関する監督上の着眼点等を整備。また、ノーアクションレター制度における事務手続を明確化

機能強化計画
 の実施

情報開示
 の充実

地域密着型金融
 の機能強化

地域経済の活性化
 中小企業の再生

不良債権問題
 の解決

**リレーションシップバンキングの機能強化に関する
アクションプログラムの進捗状況（平成 15 年度）について**

昨年 3 月に公表した「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に基づき、金融庁は、平成 15～16 年度の「集中改善期間」における中小企業金融の再生と地域経済の活性化に向けた取組みについて昨年 8 月末までに各中小・地域金融機関が策定した機能強化計画の提出を受け、その概要について昨年 10 月に公表したところです。

同プログラムにおいては、中小企業金融の再生に向けた取組みについて、金融機関毎に半期毎の進捗状況を公表し、各業界団体においてこれらを取りまとめ、公表するとともに、金融庁において、アクションプログラムに記載されている施策の進捗状況及び金融機関の取組み実績を取りまとめ、公表することとされています。

これを踏まえ、15 年度上半期の実績については、各金融機関は昨年 11 月末までに上記取組みの進捗状況について金融庁に報告の上、公表を行い、各業界団体は、昨年 12 月から本年 1 月にかけて進捗状況の公表を行いました。当庁も、本年 1 月に施策の進捗状況及び金融機関の取組み実績について取りまとめ公表しました。

15 年度（通期）の実績については、各金融機関は 5 月末までに取組みの進捗状況について金融庁に報告の上、公表を行いました。各業界団体においては、6 月 16 日に地方銀行協会、6 月 17 日に第二地方銀行協会が進捗状況の公表を行ったところであり、また、本日、全国信用金庫協会と全国信用組合中央協会が公表を行ったところです。金融庁においても、本日、施策の進捗状況及び金融機関の取組み実績について取りまとめ、公表を行うこととしました。

金融庁としては、今後とも、アクションプログラムに掲げられている施策の着実な実施を図るとともに、金融機関の取組み実績を半期毎にフォローアップすることにより、リレーションシップバンキング（間柄重視の地域密着型金融）の機能強化を確実に図って参りたいと考えています。

平成16年6月30日
金融庁

リレーションシップバンキングの機能強化に関する アクションプログラムの進捗状況（平成15年度）について （ポイント）

1. これまでの経緯

- ・ 昨年3月に公表した「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に基づき、金融庁は、平成15～16年度の「集中改善期間」における中小企業金融の再生と地域経済の活性化に向けた取組みについて昨年8月末までに各中小・地域金融機関が策定した機能強化計画の提出を受け、その概要について昨年10月に公表したところ。
- ・ 同プログラムにおいては、中小企業金融の再生に向けた取組みについて、金融機関毎に半期毎の進捗状況を公表し、各業界団体においてこれらを取りまとめ、公表するとともに、金融庁において、アクションプログラムに記載されている施策の進捗状況及び金融機関の取組み実績を取りまとめ、公表することとされている。
- ・ これを踏まえ、15年度上半期の実績については、各金融機関は、昨年11月末までに上記取組みの進捗状況について金融庁に報告の上、公表しており、各業界団体は、昨年12月から本年1月にかけて進捗状況を公表した。当庁も、本年1月に施策の進捗状況及び金融機関の取組み実績について取りまとめ、公表した。
15年度（通期）の実績については、各金融機関は5月末までに取組みの進捗状況を金融庁に報告の上、公表。また、各業界団体においては、6月16日に地方銀行協会が、6月17日に第二地方銀行協会が進捗状況を公表したところであり、また、本日、全国信用金庫協会と全国信用組合中央協会が公表。金融庁においても、本日、施策の進捗状況及び金融機関の取組み実績について取りまとめ、公表を行うこととした。

（参考）報告提出金融機関数

合計：	602	金融機関
地方銀行：	65	（埼玉りそな銀行を含む。）
第二地方銀行：	50	
信用金庫：	306	
信用組合：	181	

(注) 信用組合には、職域組合・業域組合が含まれており、地域組合では131組合。

2. 施策の進捗状況

- ・ アクションプログラムに掲げられた施策については、当局において各種会議の立上げ、監督指針の策定等着実な実施を図るとともに、機能強化計画の概要について取りまとめ・公表し、各金融機関の取組みの推進を図ってきたところ。
- ・ アクションプログラムに掲げられている施策についての主な進捗状況は以下の通りである。
 - 各財務局で「産業クラスターサポート金融会議」を立上げ
(15年5月下旬～6月中旬)
 - 各財務局・財務事務所で「地域金融円滑化会議」を立上げ(15年6月中旬～下旬)
 - 取引先企業への支援業務に係る銀行法上の取扱い等に関し、事務ガイドラインを改正・公表(15年6月30日)
 - 「新しい中小企業の法務に関する研究会報告書」の公表(15年7月16日)
 - 与信取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能に関し、事務ガイドラインを改正・公表(15年7月29日)
 - 「リレーションシップバンキングの機能強化計画の概要について」を公表
(15年10月7日)
 - 「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムの進捗状況(15年度上期)について」を公表(16年1月16日)
 - 検査マニュアル別冊(中小企業融資編)を改訂(16年2月26日)
 - 中小・地域金融機関の主な経営指標を当庁ホームページへの掲載(16年4月2日)
 - 中小・地域金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査結果の公表
(16年4月27日)
 - 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」(監督ハンドブック)の策定
(16年5月31日)
 - 「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムの進捗状況(15年度)について」を公表(16年6月30日)
- ・ これにより、アクションプログラムにおいて金融庁が実施すべきものとして掲げられた施策は本プログラムのフォローアップを除き全て実施されたこととなる。

3. 金融機関の取組み実績

業界団体が取りまとめた、各金融機関における中小企業金融の再生に向けた取組み等の15年度の実績を見ると、「集中改善期間」の前半の1年間が経過した段階において、まず、上半期の取組み実績と比べてみると、ほとんど全ての項目で実施金融機関数が着実に増加しており、中には大幅に増加している項目もある。また、対象となる金融機関数に占める割合で見ても、ほとんどの銀行において実施されている項目や、地域金融機関全体で見て過半数を超える金融機関において実施されている項目も少なくない等、かなりの進捗が見られる。更に、早期事業再生や新しい中小企業金融（担保・保証に過度に依存しない融資への取組み等）といった先進的な取組みにおいても、実施金融機関数は必ずしも多くないものの、件数や融資額において着実な進捗が見られる。こうしたことを踏まえれば、全体としては、中小企業金融の再生に向けた取組みは更に着実に進んでおり、リレーションシップバンキング（間柄重視の地域密着型金融）の機能強化が一層確実に図られてきているものと考えられる。

中小企業金融の再生に向けた取組み等の実績について、その主な傾向をまとめれば以下のとおりである。

なお、主な特色ある取組み実績については別紙1を参照。

創業・新事業支援機能等の強化

- ・ 融資審査態勢の強化については、約8割の銀行が専門部署の設置・強化等を行ったほか、6割以上の銀行が審査に関する組織内の情報共有化促進や業種別審査体制の構築・増強を行っている。また、約9割の金融機関が業界団体等が実施する外部研修へ参加・派遣したほか、内部研修、通信教育等による人材育成の取組みを実施している。
- ・ 技術開発や新事業展開の支援については、全ての銀行と7割以上の信用金庫が「産業クラスターサポート金融会議」へ参加しこれを活用するほか、8割を超える銀行が産学官ネットワークとの情報交換・関係強化を図っている。また、ベンチャー企業の育成支援に係る政府系金融機関との連携強化については、約6割の金融機関が情報交換を行っているほか、企業育成ファンドの組成・出資を行ったところもみられる。

（参考）15年度の実績（以下同じ）

・ 政府系金融機関との協調融資	288件、304億円	（91件、76億円）
・ 創業支援融資商品による融資	2,233件、225億円	（762件、87億円）
・ 企業育成ファンドの組成・出資	144件、183億円	（17件、12億円）

（注） 件数、金額の（ ）書きは15年度上半期の実績（以下同じ）

取引先企業の経営相談・支援機能の強化

- ・ 約 8 割の銀行で、ビジネスマッチングの情報提供の仕組みを導入・強化するとともに、約 9 割の金融機関が、業界団体等が実施する外部研修への職員の参加・派遣を通じ経営相談・支援機能の強化を図っている。

(参考) ビジネスマッチングの成約件数 14,369件 (2,856件)

- ・ 要注意先債権等の健全債権化等に向け、銀行の 9 割弱と信用金庫の約 4 分の 3 が新たに担当部署の設置・増強を図るなど、ほとんどの金融機関で体制整備強化が図られている。また、銀行の約 8 割がコンサルティング会社等の外部専門機関との連携強化を図っているほか、約 6 割が支援先企業への人材派遣を行っている。(要注意先債権等の健全債権化等に向けた取組みの概要については別紙 2 参照)

早期事業再生に向けた取組み

- ・ ほとんどすべての銀行と 7 割を超える信用金庫が中小企業再生支援協議会との連携強化・情報交換を行うとともに、約 2 割を超える銀行が企業再生ファンドの組成・出資を行っている。また、約 4 割の銀行において、デット・エクイティ・スワップ(債務の株式化)や D I P ファイナンス(再建中の企業に対する運転資金の供給)等の先進的手法の活用が図られている。
- ・ ほとんどすべての銀行と 9 割近い信用金庫が職員の外部研修への参加・派遣を通じ企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を図っている。

(参考)

・企業再生ファンドの組成・出資	63件、	150億円	(12件、51億円)
・デット・エクイティ・スワップ	37件、	183億円	(12件、117億円)
・デット・デット・スワップ	7件	55億円	(- -)
・D I P ファイナンス	215件、	587億円	(66件、190億円)

新しい中小企業金融の取組みの強化

- ・ 銀行の約 7 割がスコアリングモデル(信用格付モデル)の活用による担保・保証に依存しない融資に取り組むとともに、4 割を超える金融機関がローンレビュー(貸出後の業況把握)の徹底を図っている。また、1 割を超える銀行が財務制限条項(財務指標が一定の水準を達成できない場合に金利等の融資条件が変更される特約)を活用した取組みを実施している。

(参考)

・スコアリングモデルを活用した商品による融資

130,831件、10,564億円 (59,168件、4,414億円)

・財務制限条項を活用した商品による融資

2,243件、596億円 (88件、95億円)

- ・財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対し金利や担保・保証等に対し優遇を行う等の融資プログラムの整備を図るため、約4割の銀行が外部機関との連携により、銀行の約4分の1が独自に、新商品開発・強化を行っている。

(参考) 当該商品による融資

12,631件、1,415億円

(6,924件、444億円)

地域貢献に関する情報開示

- ・地域貢献に関し、ほとんどすべての金融機関がディスクロージャー誌等による情報開示を行ったほか、銀行の約3分の1において地域説明会の開催を行っている。